

令和4・5・6年度

物品・役務一般（指名）競争入札参加資格審査申請について

有田市への物品の納入または役務の提供における入札・見積合わせへの参加を希望する業者については、あらかじめ物品・役務一般（指名）競争入札参加者としての登録が必要となります。

入札参加資格申請の時期と方法等は次のとおりです。なお、物品・役務一般（指名）競争入札参加者として登録されていても全員が必ず入札・見積合わせに参加できるということではありません。

・ 申請資格

- ※ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ※ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ※ 申請日を基準として同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者であること（組織変更、合併等の事情により同様と認められる者も含む。）。
- ※ 市税等を完納していること。
- ※ 営業に関して必要とする許可、認可等を有する者であること。

・ 申請書類

別表に記載のとおり

・ 登録有効期限

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）

・ 受付期間

令和4年2月1日（火）～令和4年2月28日（月）

- ・ 受付方法

- 郵 送

下記まで郵送にて提出してください。

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 有田市役所 総務課管財係 宛

郵送の場合、令和4年2月28日必着。

令和4年3月1日以降に到着した申請書は郵便事情等いかなる理由であっても受付いたしません。また、その申請書類は返却の申し出がない限り処分いたします。

郵送で申請される方はできるだけ早く手続きしていただきますようお願いいたします。

- 持 参

受付場所：有田市役所 3階 電算室 TEL (0737) 22-3750

受付時間は午前8時30分から正午まで

午後1時から午後5時15分までです。

ただし、土曜・日曜・祝日は受付できません。

※ 窓口はかなりの混雑が予想されます。特に受付期間の後半はより混雑すると予想されますので、できるだけ早めに申請してください。

- ・ その他

有田市内に本店もしくは委任先の所在地が有田市内にある業者については、受付期間前に申請書類の事前確認もいたしますので、希望される方は上記受付場所にお問い合わせください。

・ 申請書類

申請に必要な書類の名称	内 容
物品・役務一般（指名）競争入札参加資格審査申請書	[市指定様式]
経営事項調査書	<p>[市指定様式]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査書はA4サイズで2ページあります。 ・ 必要に応じて登録・許可一覧表、資格者一覧表を添付してください。 ・ 登録・許可・認可等の必要が営業種目を申請される場合は、別途その登録等を受けていることを証する書類を添付してください。 ・ 資格者一覧表に係る証明書類については添付の必要はありません。
<p>同意書（市内業者）もしくは市町村税完納証明書（市外業者） <u>（市町村にかかる税に未納のないことを証する証明書）</u></p> <p>※有田市に所在している法人もしくは居住している個人においては完納証明書に代えて同意書でも可としています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完納証明書は市町村役場等で発行（発行後、3ヶ月を経過していないもの） <u>所在地の市町村(特別区にあっては都税)にかかる税に滞納がないことを証する証明書を提出してください（当該証明書が発行されない市町村にあっては、直近2年分の納税証明書でも可）。</u> ※<u>国税・都道府県税(所在地が特別区である場合を除く。)</u>に係る完納証明書は不要です。 ※<u>所在地（もしくは住所）が有田市にある法人・個人においては、有田市に係る市税の納付状況につき、関係公簿を調査することへの同意書[市指定様式]を提出すれば完納証明書を提出する必要はありません。</u> <p>○法人の場合 [法人市民税、固定資産税、軽自動車税 等] 入札・契約等を支店、事業所等に委任する場合は、その委任先の所在地の市町村に係る完納証明書を提出してください。 <u>本店（本社）の所在地が有田市内である法人の場合は、代表者個人の市税完納証明書（市内在住の場合は同意書でも可）も提出が必要です。</u></p> <p>○個人の場合 [個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税] 税の徴収猶予、課税なしの場合は、その旨の証明が必要です。</p>
実績調書	<p>[市指定様式]</p> <p><u>（役務の提供に係る申請をする業者のみ）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市指定様式の記載事項を掲載していれば独自様式でも支障ありません。

申請に必要な書類の名称	内 容
登記簿謄本（法人）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人の場合のみ ・登記事項証明もしくは履歴事項証明 ・発行後、3ヶ月を経過していないもの ・写し可
住民票（個人）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が個人の場合のみ ・発行後、3ヶ月を経過していないもの ・写し可
誓約書（個人）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が個人の場合のみ ・この誓約書は、代表者が成年被後見人又は被保佐人でないこと及び破産者で復権を得ていない者でないことを誓約するものです。
許可書・認可書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・登録・許可・認可等の必要が営業種目を申請される場合は、その登録等を受けていることを証する書類を添付してください。
使用印鑑届出書	<p>[市指定様式]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受任者からの届出でも支障ありません。
委任状	<p>[市指定様式]</p> <p>（入札、見積、契約等の権限を支店、事業所等に委任する場合）</p>
郵便ハガキ1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便ハガキは審査結果決定通知に使用します。 ・宛名を記入し裏面は白紙の状態<u>で提出してください。</u> ・なお、申請書を郵送される場合で受領書が必要な方は、受領書用の郵便ハガキもしくは返信用封筒（宛名記入・切手貼付）を同封してください。

※ 上記の他、必要に応じ証明書等の提出を求めることがあります。

※ 申請書は下記受付場所にて配布します。また、ホームページからダウンロードできます。

有田市ホームページアドレス <https://www.city.arida.lg.jp>